



肝付町

令和7年1月
～第20号～

農業委員会だより



～本誌の内容～

- ②…会長あいさつ、全国表彰について
- ③…農地中間管理事業について
- ④…農地の手続き、相続登記の義務化について
- ⑤…荒廃農地、鳥獣被害補助金について
- ⑥…肝付町賃借料情報ほか



新年のご挨拶

肝付町農業委員会

会長 永野 易美

皆様方におかれましては、日頃より肝付町農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、地域農業において多くの課題と向き合う年となりました。気候変動の影響や人口減少、農業従事者の高齢化など、解決すべき問題は山積しております。しかし、こうした中でも、多くの農家の皆さまが日々努力を重ね、地域の食と環境を守り続けていらっしゃることに深く感謝いたします。

本年は、これまで以上に地域の皆さまと力を合わせて農業委員会の活動に取り組んでいきたいと考えております。特に、若い世代の農業参入を促進し、次世代につながる農業の在り方を模索するとともに、地域資源を活用した特色ある農業振興を進めてまいります。また、農地の適切な管理や有効活用に努めることで、肝付町の豊かな自然と農地を未来へつなぐ役割を果たしていく所存です。

皆さまにとって本年が健康で実り多い一年となりますようお祈り申し上げるとともに、肝付町農業委員会として一層の努力を重ねてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年も皆さまとともに、地域農業の発展と活性化に取り組んでいく決意を新たにし、新年のご挨拶とさせていただきます。



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より肝付町農業委員会の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年は、地域農業において多くの課題と向き合う年となりました。気候変動の影響や人口減少、農業従事者の高齢化など、解決すべき問題は山積しております。しかし、こうした中でも、

多くの農家の皆さまが日々努力を重ね、地域の食と環境を守り続けていらっしゃることに深く感謝いたします。

本年は、これまで以上に地域の皆さまと力を合わせて農業委員会の活動に取り組んでいきたいと考えております。特に、若い世代の農業参入を促進し、次世代につながる農業の在り方を模索するとともに、地域資源を活用した特色ある農業振興を進めてまいります。また、農地の適切な管理や有効活用に努めることで、肝付町の豊かな自然と農地を未来へつなぐ役割を果たしていく所存です。

令和6年度の鹿児島県農業委員会大会にて全国農業会議所会長表彰を末次健一推進委員（写真左）と冷水正行推進委員（写真右）が受賞されました。

ともに平成8年から農業委員に就任して以来、通算25年以上と長年にわたり委員として肝付町の農業の発展と農地の集積活動などにご尽力されています。



農地中間管理事業へ一本化されます

これまで農地の賃借契約（利用権設定）は、基盤法とバンク法（農地中間管理事業）のいずれかで契約していましたが、令和7年4月より農地中間管理機構を介したバンク法での契約に一本化されます。

①農地の貸付・借受の相談

農業委員会事務局又は農業委員・推進委員にご相談ください。

②貸し手・借り手のマッチング

相談があった農地は各地区の農業委員・推進委員がマッチングを行います。賃借料及び賃借期間についてはお互いに話をさせていただき決めてください。

③契約書類の作成

契約内容の決定後、役場で契約書類の作成を行います。書類作成後、双方の書類への押印をいただきます。賃借料の支払いについては振り込みとなりますので、新規契約の場合通帳の写しが必要になります。※相続未登記の農地については、法定相続人の過半の同意が必要となります。

④契約締結後

契約締結後は双方に契約書を送付します。賃借料の支払いについては原則契約年度の10月末に徴収して11月に支払いとなります。契約内容の変更（耕作者変更・合意解約など）がありましたら農業委員会事務局までご連絡ください。

農地中間管理事業の仕組み



よくある問い合わせ

- Q.** 契約手続きにかかる期間はどれくらい？
A. マッチングができるから約2～3ヶ月かかります。
- Q.** 使用貸借（無償）での契約はできるのか？
A. 今まで通り使用貸借（無償）での契約もできます。
- Q.** 相続未登記で過半の同意を得られない場合はどうすればいいか？
A. 所有者不明農地制度を活用して契約できる場合があるので、農業委員会事務局までご相談ください。



農地に関する手続きは農業委員会へご相談ください

▶農地の売買、贈与、賃借について

⇒農地の売買、賃借などには農業委員会の許可が必要です（農地法3条など）。

▶農地の転用について

⇒農地を農地以外の用途に変更したい場合、農業委員会を通じて県の許可を受ける必要があります。所有者自ら転用する場合は農地法第4条、農地を買う、または借りて転用する場合は農地法第5条の申請となります。事前に農地ではないか等の確認、相談を農業委員会や行政書士等にしてください。※農地に植林する場合も転用申請が必要となります。

▶申請書類受付締切日

⇒総会月の前月の末日（土日祝日除く）

※その月によって変わることがありますので、農業委員会事務局へご確認ください。

▶各種届出について

⇒次の事案がありましたら、農業委員会事務局に届け出してください。

- ・農地を相続した（相続届）。
- ・農地の賃借契約、使用賃借を解約する。
- ・所有している農地を第三者に売りたい、貸したい（あっせん届出書）。
- ・農地の利用変更や形質変更をする（形質変更届）。

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上義務になりました。令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がされていないものは、義務化の対象となります（3年間の猶予期間があります）。

相続登記の必要書類（入手場所）	
<input checked="" type="checkbox"/> 登記申請書	● 法務局のホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改正原戸籍謄本	● 亡くなった人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった人の最後の住所を証明する住民票の除票（戸籍の附票）	● 亡くなった人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員の戸籍謄本	● 各相続人の本籍地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 不動産を取得する相続人の住民票	● 不動産を取得する相続人の住所地の市町村役場
<input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書	● 不動産がある市町村役場
【他の書類】	
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言による相続の場合……遺言書	
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議による相続の場合	
	・遺産分割協議書（相続人全員の記名と実印による押印が必要）
	・遺産分割協議を行った相続人全員分の印鑑証明書（印鑑登録のある市町村役場）

※相続登記の申請に必要となる書類は場合によって異なるため、法務局にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。また、役場では相続登記の手続きをすることはできませんので、ご承知ください。

相続登記の申請義務化について詳しく知りたい方は法務省が掲載している「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

荒廃農地を無くしましょう !!

荒廃農地は、農業生産に欠かせない農地の減少のほか、以下のようないろいろな問題を誘発させる原因になります。周囲の耕作者や住民に迷惑がかかりますので適正な管理をしていただきますよう、よろしくお願いします。併せて、畦畔（あぜ）管理についても耕作者、所有者の方で草刈りを行ってください。また、草刈りした雑草などを農道、畦畔（あぜ）に放置をせず、適切な処理を行ってください。

病害虫の発生



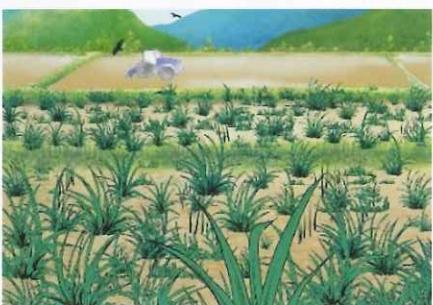
野生鳥獣のひそみ場



水路への悪影響



景観の悪化



不法投棄の誘発



鳥獣被害防止柵に係る補助金について

鳥獣被害などでお困りの方は以下の補助金制度をご活用ください。また事業を活用したい場合は事前に役場農業振興課へご相談ください。 (TEL 0994-65-8417)

国 庫 事 業

①採択要件：受益戸数が3戸以上

受益戸数は耕作者のほか地域計画等に基づいて、水路や農道の管理を行っているものや畜産農家もなり得る

②補 助 額：直営施工の場合（定額）

電気柵 1段あたり 148 円 / m ワイヤーメッシュ柵 1,290 円 / m

請負施工の場合（1/2）

電気柵 1段あたり 391 円 / m ワイヤーメッシュ柵 3,000 円 / m

町単独事業（電気柵）

①事業対象者：肝付町に住所を有し、町税等に未納がないこと

町内において農作物を耕作する個人及び法人周辺に農地がなく、国庫事業が活用できない農地であること

②補 助 額：購入費用の1/2以内

申請は1世帯当たり年1回とし、交付額は3万円を上限とする

肝付町賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりです。

		田	畠	
締結（公告）された地域名	平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦	全 体	9,000円	128	9,900円
高山	全 体	9,800円	570	6,800円
（参考）肝付町平均		9,700円	698	7,500円
				317

夫婦で農業者年金に加入しませんか？

■ 農業者年金加入要件

- ①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③60歳未満
※国民年金付加年金への加入が必要

■ 保険料は「月額2万円から6万7千円」のなかで自由に選択

■ 農業者年金に夫のみ加入了した場合と夫婦で加入了した場合の比較

※夫婦は同年齢で30歳から月額2万円で通常加入了した場合、運用利回りは2.5%と仮定

65歳からの年金額（夫婦）

ケース1 農業者年金に 夫のみ加入	国民年金	夫 月額6万8千円	妻 月額6万8千円
		計 月額約14万円	
		農業者年金	夫 月額4万4千円
ケース2 農業者年金に 夫婦で加入	合計：月額	約18万4千円	
	国民年金	夫 月額6万8千円	妻 月額6万8千円
		計 月額約14万円	
	農業者年金	夫 月額4万4千円	妻 月額3万8千円
		計 月額8万2千円	
	合計：月額	約22万2千円	

全国農業新聞



見やすく！分かりやすく！
充実した農業・農村の情報を届けます

全国紙ですが、地方ごとの頑張る農業者の記事、
イベント情報等を掲載

その他にも

◎農政に関するニュース ◎経営に役立つ情報 など
様々な農業に関する記事が掲載されています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局へ

0994-65-8418

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 1ヶ月 700円

◆発行所 全国農業会議所